

1・27・30 一般規定及び制度的事項

川瀬剛志*

I. 概要 #

1. 前文*

協定合意にあたり、締約国が「決意 (resolving)」した事項が提示されている。これらには、以下が含まれる。貿易・投資の自由化・経済成長・生活水準等の向上を目的とした地域協定の作成／友好・協力関係／WTO 協定の強化／サプライチェーン強化による企業・締約国経済の競争力強化／中小企業の成長・発展／効率的・透明性のある通関手続による貿易円滑化／規制主権の確認と正当な目的（公衆衛生、安全、環境等）の保護の柔軟性保持／国有企業の競争条件・商慣習の規則制定／環境保護及び持続可能な開発／労働者の権利保護／腐敗行為防止／為替を含む経済協力／文化同一性・多様性の重要性と貿易・投資の寄与／アジア太平洋自由貿易の基礎創設、等。

2. 一般規定（第1章）

A) FTA の創設（1.1 条）

GATT 第 24 条及び GATS 第 5 条に従った FTA の創設を宣言している。

B) WTO 協定及び他の条約との関係（1.2 条）*

WTO 協定など締約国の全部又は一部締約国間で締結する協定の権利・義務を確認し（同 1）、一部締約国間の協定と TPP 協定が抵触すると認める場合、当該締約国間で解決を協議する。このことは紛争解決手続（28 章）にかかる権利・義務に影響しない（同 2）。

C) 定義規定（1.3 条、附 1A）

協定全編にわたり使用される用語を定義する。例えば「この協定」は TPP 協定を意味する。このほか、「国民」、「者」、「産品・物品」、「原産」のような基礎的概念、「APEC」、「WTO」、「セーフガード協定」のような他協定にかかる概念等、多岐にわたる（1.3 条）。

加えて「中央政府」、「地域政府」、「税関当局」、「締約国の国籍を有する自然人」、「領域」については、国別に範囲や資格要件が明示されている。なお、日本、ベトナム等は連邦制を

* かわせ つよし／RIETI ファカルティフェロー・上智大学法学部教授

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

取らないため、地域政府に関する規定の適用はない（附 1A）。

3. 運用及び制度に関する規定（第 27 章、除・27.6 条）

A) 組織規定（27.1 条～27.3 条）*

TPP 協定下の組織は、環太平洋パートナーシップ（TPP）委員会、及びその下に設置される補助機関（特別・常設の小委員会、作業部会など）から形成される。

委員会の構成（27.1 条）：大臣又は上級職員の政府代表により構成される。

委員会の任務（27.2 条）：協定実施上の問題の検討、改正・修正提案の検討、補助機関の監督、紛争解決パネル手続規則やパネル議長登録簿等の作成、原署名国の効力発生の確認等の責務を負う（同 1）。また、交渉を通じて協定の見直しを行う（同 3）。他方、権限として、各種補助機関の設置・解散等、附属書 2D、3A、4D 及び第 15 章附属書の修正・採択、協定実施取決めの作成、協定解釈の提示などを行える（同 2）。

委員会・補助機関の意思決定（27.3 条）：原則全てコンセンサス（全出席締約国が提案に反対しないこと）とする（同 1）*。ただし解釈の提示（27.2 条 2(f)）のみは全締約国の合意を要するが¹、委員会で解釈案に同意を示さない締約国については検討後 5 日以内に書面で反対しないかぎり、当該解釈案は決定されたものとみなす（同 2）。

手続規則（27.4 条）：委員会は発効後 1 年以内に、後は適宜会合する。議長は締約国が順に務める（同 1）。委員会・補助機関の活動は適当な手段（含・eメール、ビデオ会議）で行われる（同 3）。委員会・補助機関の手続規則を自ら定めることができる（同 4）。

B) 経過期間の報告（27.7 条）

協定上の義務に経過期間を有する締約国は履行の計画・進捗状況を委員会会合で報告し、報告書を提出する（同 1、2）。また、履行のために取った措置を経過期間満了までに他の締約国に通報する。これを怠った場合、当該問題は次回委員会会合の議題となる（同 4、5）。

4. 最終規定（第 30 章）

A) 正文（30.8 条）

英、仏、西をひとしく正文とし、これらに相違がある場合は英語本文に依拠する。

B) 附属書、付録、注の法的地位（30.1 条）

附属書、付録、注は協定の不可分の一体をなす。

¹ つまり通常のコセンサスの際のように反対しない（消極的賛成）のではなく、積極的な同意を要する、と解せる。

C) 寄託 (30.7 条)

ニュージーランドを寄託国とする (同 1)。同国は署名国・加入国に、協定原本の認証謄本を提供し、改正・発効等の通報や加入書の寄託につき通報・写しの提供を行う (同 2、3)。

D) 効力発生 (30.5 条) *

本協定は次のいずれかにより発効する。

- ① 全原署名国が寄託国に国内手続完了の通報後、60 日で発効 (本条 1)
- ② ①により発効しない場合、2013 年現在の原署名国 GDP 総計の 85%以上を占める 6 か国が国内手続完了を通報すれば、署名から 2 年間の満了後 60 日で発効 (同 2)
- ③ ①、②により発効しない場合、上記 GDP 要件を満たす 6 か国が国内完了通報の後 60 日で発効 (同 3)

なお、上記②、③による発効の場合、未発効の原署名国は、国内手続完了及び締約国となる意図の通報後 30 日以内に TPP 委員会がこれを決定し (同 4、27.2 条 1(h))、委員会の肯定的決定から 30 日後に当該原署名国について発効する (同 5)。

E) 改正 (30.2 条、30.3 条)

改正は、全締約国の書面での合意及び国内手続による承認を要する。原則として、全加盟国による国内承認の寄託国への通報から 60 日後に発効する (30.2 条)。本協定に組み込まれた WTO 協定の規定が改正された場合は、本協定の改正の要否を協議する (30.3 条)。

F) 加入・脱退 (30.4 条、30.6 条)

開放及び加入資格 (30.4 条 1)：本協定は、APEC 参加国及びその他締約国が合意する国 (含・独立関税地域、以下「加入候補国」と総称) の加入に開放される。

加入手続 (同 2~6)：委員会は加入候補国からの加入要請の受領後に作業部会を設置し、関心がある締約国の参加に開放する。設置の委員会決定には全締約国の同意表明を要する。

加入候補国と加入条件に合意した場合、作業部会は作業完了後の報告書により当該加入候補国を招請する委員会の決議案を示す。作業部会の報告書決定²⁾には作業部会を構成する締約国全ての同意表明を要する。

委員会が加入決定時に承認した加入条件に従い、加入書寄託から 60 日後又は全締約国が関係の国内手続完了を寄託国に通報した日の遅い方に、当該加入候補国は締約国となる。

²⁾ 30.4 条 4(b)柱書には同条「3(b)に基づく作業部会の決定」とあるが、何を「決定」するかについてはいずれの条文にも明記されていない。ただし、同条 3(b)(ii)が報告書への賛否に言及していることから、「3(b)に基づく作業部会の決定」は、作業部会報告書の採否を意味すると解せる。

脱退 (30.6 条) : 全締約国への通告後原則 6 ヶ月で、当該締約国の脱退が効力を生じる。

II. 解説・コメント

《本協定の目的》 前文では貿易・投資の自由化・経済成長・生活水準等の向上など伝統的な目的に加え、中小企業、サプライチェーン、国有企業、労働者保護、環境など、特徴のある各章の主題にも触れている。更にアジア太平洋自由貿易に触れ、FTAAP への一里塚としての本協定を強く意識する内容になっている。前文は協定解釈の文脈を構成することから (条約法条約 31 条 2)、これらが個別条文の意味に与える示唆に留意する必要がある。

《事務局》 FTA としては異例の締約国数と広い規律対象を擁する本協定は、二国間 FTA に比して重い行政事務負担が見込まれ、事務局の役割は大きい。しかし本協定には事務局規定はなく、2 月の署名式に際して設立の議論が緒に就いたばかりである。

なお、他の広域経済連携を参照すると、EFTA は同協定 44 条(b)条に基づき 100 人体制の事務局 (ブリュッセル・ジュネーブ) を置く³。協定の執行を担わないが、APEC も 70 名程度の事務局 (シンガポール) を有する⁴。他方、NAFTA も 2002 条により事務局を設けるが、各首都にそれぞれ数名の職員を擁する national sections が開設されているに過ぎない⁵。

《他協定との関係》 本協定は WTO のみならず、12 の締約国間に張り巡らされた二国間 FTA・BIT に屋上屋を重ねたため、既存協定との整合性は従来の二国間 FTA 以上に複雑かつ深刻な法的問題を生む可能性がある。この点はある程度事情が似通っている 日・ASEAN 包括経済連携協定 が 10 条において WTO 協定の優越、他協定による有利な待遇の優越、国際法の一般原則 (例えば条約法条約 30 条) に従った他協定と同協定の抵触の調整などを丁寧規定しているのとは対照的である。

これに対して、1.2 条はこの調整を締約国の協議に委ねるに過ぎない。本協定と数多くの既存協定との関係が著しく複雑であり、全ての抵触のパターンを想定のうえで調整規定を置くことは困難である。よって、敢えてこの問題に指針を示すことを避けたものと思われる。

《コンセンサスのみの意思決定》 意思決定は全てコンセンサスが原則であり、多数決は一切採用されていない。締約国の数と多様性を前提にすると、特に今後新興途上国の参加が増え、中国まで参加する場合、昨今の WTO のような意思決定の機能不全が懸念される。

³ Managing the EFTA Secretariat, <http://www.efta.int/about-efta/the-efta-secretariat>.

⁴ APEC Secretariat, <http://www.apec.org/contactus/APECSecretariat.aspx>.

⁵ About the NAFTA Secretariat: Overview, <https://www.nafta-sec-alena.org/Home/About-the-NAFTA-Secretariat>.

《効力発生と国内手続の完了》 30.5 条は原署名国が協定に拘束される意思の表明について「関係する国内法上の手続」とのみ規定する。よって、各国は条約法条約 11 条に挙げられる批准、受諾等のいずれかの方式により意思表示を行えばよいと解される。

協定発効には日米両国の批准が不可欠である。30.5 条 2 による場合全原署名国の批准等を要する。同 2、3 の場合は、GDP 要件のため日米を欠くことはできない⁶。

III. 備考および更新情報

27.6 条につき「28 紛争解決手続」で解説しているのので、そちらを参照されたい。

v.2：下記「付録」を加筆した。

* * *

◎ 付録：国内手続の現況と再交渉について

各国の批准作業については他稿に譲るものとするが⁷、発効に不可欠な日米について本日現在の最新事情を触れておく。

《米国》⁸ 大統領選では共和党トランプ候補に続き、民主党クリントン候補も 2016 年 8 月 11 日の演説で就任後も現行 TPP 協定案に反対する意向を表明した⁹。行政府は貿易促進権限 (TPA) 法の審議日程を遵守すべく同 8 月 12 日に[行政措置説明 \(Statement of Administrative Actions—SAA\) 草案](#)を議会に送付し、TPP 実施法案の概要を説明したが、事前の擦り合わせがないことに一部議員は反発している¹⁰。また、政権と議会スタッフの間で法案作成は始まっていない¹¹。

米議会が指摘する現行協定の主な問題点は、①生物製剤特許データの排他的利用期間 (18.51 条)、②金融サービスにおける国内サーバー設置要求 (14.2 条 5、14.13 条)、③ISDS

⁶ 2013 年時点の交渉参加 12 カ国の GDP 総計中、米国が約 60.4%、日本が 17.7%を占める。

「日米含む 6 カ国承認条件」日本経済新聞 2015 年 10 月 6 日夕刊 1 面。

⁷ 各国国内手続の進行状況については、西美希・高品盛也「[TPP 発効に向けた各国の動向](#)」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.918 (2016 年 8 月 3 日)。

⁸ 本稿は、滝井光夫「[TPP 批准に向けて動き出した米政府](#)」世界経済評論 IMPACT no.688 (2016 年 8 月 22 日)を受けて、原則として 2016 年 8 月下旬以降の状況を補足する。

⁹ “Clinton, in Michigan, Is Emphatic in Her Opposition to TPP, Trump,” *In Trade*, Aug. 11, 2016, Inside U.S. Trade’s World Trade Online.

¹⁰ “Sources Assess Political Fallout of Administration Procedural Step on TPP,” *Inside U.S. Trade*, Aug. 19, 2016.

¹¹ “Trade Committee Staff Not Yet Drafting TPP Implementing Bill, USTR Pushes Ahead,” *Inside U.S. Trade*, Sept. 2, 2016.

のタバコ例外（29.5 条）、④酪農品市場アクセス等である¹²。現状では②について WTO のサービス協定（TiSA）交渉を活用しながら対応することが検討されている¹³。選挙後の必要な賛成票の獲得にはこれらの問題点の解決が必要だが、②以外の見通しは立っていない¹⁴。

上院共和党院内総務のマコネル議員も同 8 月 25 日にオバマ政権下での TPP 法案審議の可能性を否定し、現行協定案の欠点に次期政権が対処すべきである旨明言した¹⁵。このことは選挙後の残任会期（lame duck session）での審議を議会多数派が支持しないことを意味する。特に共和党が大統領選で大敗すれば残任会期の議会承認に可能性がないわけではないが、極めて小さいとされる¹⁶。

米国の現況は次期政権下での再交渉提起の可能性を色濃く示唆するが、以下のように 2002 年通商法下の TPA で交渉した諸協定については再交渉が常態化している¹⁷。

協定	署名日	発効日	再交渉
米ペルー	2006 年 4 月	2009 年 2 月	実施。署名後に環境章、労働章を改定。
米コロンビア	2006 年 11 月	2012 年 5 月	実施。労働慣行等に関する行動計画を策定。
米パナマ	2007 年 6 月	2012 年 10 月	未実施。ただしパナマが自発的に国内労働法改正し、税制について FTA 枠外で条約締結。
米韓	2007 年 6 月	2012 年 3 月	実施。自動車関税、豚肉関税等で合意修正。

米ペルー FTA のように協定本体の再交渉も例はあるが、TPP 協定は 12 カ国であり非現実的である。しかし、協定本体を改正せずとも、交換公文による合意内容の実質的修正は既に NAFTA でも砂糖市場アクセスについて行われた。特に二国間の交換公文を多用している TPP 協定では技術的にはこの手法が可能である。特に生物製剤の問題のように上記の米国の不満の多くは二国間の問題に落とし込めるので、この方式が有効であろう¹⁸。

¹² その他の点を含め、滝井光夫「[容易ではない米国の TPP 批准—米国の産業界、労働界は何を問題としているか](#)」『季刊 国際貿易と投資』104 号 34 頁以下（2016）を参照。

¹³ “Administration Discusses Singapore Joining TISA to Enforce TPP Data Fix,” *Inside U.S. Trade*, Aug. 5, 2016.

¹⁴ “TPP Advocates Spy Opening For Republicans to Back Deal in Lame-Duck,” *Inside U.S. Trade*, Sept. 2, 2016.

¹⁵ “McConnell Says Current TPP Deal Will Not Be Voted on This Year,” *Inside U.S. Trade*, Sept. 2, 2016.

¹⁶ デービッド・フランシス「自由貿易派はオバマだけ」『ニューズウィーク』2016 年 8 月 30 日号 47 頁。

¹⁷ 川瀬剛志「TPP 協定の批准と再交渉」『国際商事法務』44 巻 2 号 180-81 頁（2016）。

¹⁸ 同上 181-82 頁。

《日本》 春の通常国会では参院選及びその他の情勢に鑑み政府与党は国会承認を見送ったが¹⁹、2016年7月の参院選での与党勝利を受けて、今秋の臨時国会での承認が見込まれる。政権与党としては、米国大統領選（同11月8日）までに国会通過を終え、従来の再交渉拒否の方針を確実する。民進党代表選挙のため召集が同9月26日までずれ込み、審議日程が限定されるが、最終的には強行採決での承認が予想される²⁰。

¹⁹ 詳細は、Tsuyoshi Kawase, “[The Trans-Pacific Partnership as a Set of International Economic Rules](#),” *The E15 Initiative Blog*, May 2016 を参照。

²⁰ 日本農業新聞 2016年8月26日。